

令和6年度住民税 非課税世帯 の皆さまへ

明石市物価高騰対応支援給付金のご案内

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、物価高の影響を特に受ける住民税非課税世帯を支援するため、以下のとおり給付金を支給します。



住民税非課税世帯
一律 3 万円

+



18 歳以下の子ども
1 人当たり 2 万円



2 月中旬から順次、対象世帯に **支給のお知らせ** を
お届けします。必ず開封してご確認ください。



※対象世帯については裏面をご覧ください。

給付金受け取りまでの流れ

支給の
お知らせ

支給のお知らせ
が届いた方

タテ長 A4

手続き不要です
振込みをお待ちください

以下のいずれかの口座に振込予定です。

- ・児童手当・児童扶養手当の受給口座
- ・令和5・6年度の明石市物価高騰対応支援給付金受給口座
- ・マイナポータルに登録された公金受取口座

ただし、受取口座を変更する場合や給付金を辞退する場合は手続きが必要です。



3 月上旬から順次振込予定

支給の
お知らせ

確認書

支給のお知らせ
& 確認書
が届いた方

ヨコ長 A3

申請手続きが必要です

- 郵送で申請する場合
確認書に必要事項をご記入のうえ、返送してください。
- インターネットで申請する場合
支給のお知らせに記載された ID・パスワードが必要です。
詳しくは支給のお知らせをご覧ください。

申請期限: 令和7年4月30日(水) 必着

※期限後の受付はできませんのでご注意ください。



申請受付後 3 週間程度で振込予定



対象世帯

以下の(1)~(4)すべてに当てはまる世帯の世帯主に支給します。

- (1) 令和6年12月13日時点で、明石市の住民基本台帳に登録されている世帯
- (2) 令和6年度住民税において、世帯全員が非課税である世帯

令和5年中の収入等をもとにして算定されたものを指します。

均等割も所得割も課税されていない状態を指します。

- (3) 令和6年度住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない

以下の者を指します。

- ・均等割のみ課税されている者
- ・均等割と所得割ともに課税されている者

以下の者を指します。

- ・住民税課税者と生計を同一にする配偶者
- ・地方税法の規定による扶養親族(16歳未満の者を含む)
- ・地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者

例

非課税世帯



扶養 扶養

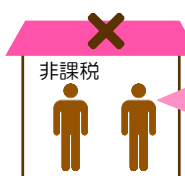
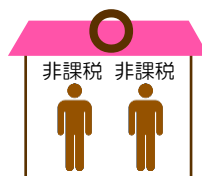
この場合、非課税世帯であっても対象外

別世帯



※扶養を受けているかわからないときは、ご家族にご確認ください。

- (4) 「均等割課税相当の収入があるけれども住民税の申告等がお済みでない方」が世帯の中にいない



未申告
実は課税者



対象児童

以下の(1)~(3)すべてに当てはまる児童の人数分、加算されます。

- (1) 給付金を受ける世帯主と令和6年12月13日時点で同一世帯である児童
- (2) 平成18年4月2日以降に生まれた児童
- (3) 世帯主ではない児童



詐欺にご注意

ATMを操作
してください

暗証番号を
教えてください

給付金の受け取りには
手数料が必要です

市役所がこのようなお願いをすることは
絶対にありません。

明石市や最寄りの警察署または警察相談
専用電話(#9110)にご相談ください。

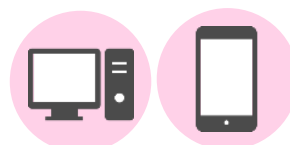
明石市物価高騰対応支援給付金 コールセンター

お問い合わせ

電話 078-918-0318
(平日 9:00 ~ 17:30)

FAX 078-918-5653

明石市ホームページ



明石市 給付金 非課税 3万円

検索